

< 調査・研究 >

「個別の教育支援計画」作成資料

— 基本的な考え方と作成事例の紹介 —

養護教育相談

1 はじめに

(1) 本稿の目的

平成15年3月に、文部科学省調査研究協力者会議による「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下最終報告とする）が出された。この中では、「障害の程度等に応じて特別な場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」という基本的方向が示された。この報告の中で、重要なポイントとして次の3点が提起されている。

まず、「個別の教育支援計画」を策定し、それを実施、評価していくこと（「Plan-Do-See」）。次に「特別支援教育コーディネーター」を置くこと、そして、「広域特別支援連携協議会」等を設け、各地域の連携協力体制を支援していくことである。

盲・聾・養護学校においては平成14年度から新学習指導要領が施行され、自立活動や重複障害の児童生徒の指導について、「個別の指導計画」を作成することが明示された（文部科学省,2002）。大阪市立の盲・聾・養護学校では、個々の児童生徒の「個別の指導計画」を作成して指導にあたっている。また、盲・聾・養護学校だけでなく、小・中学校の養護学級でも「個別の指導計画」を作成し、指導に取り組んでいるところが増えてきている。

養護教育相談における小中学校からの相談の主訴を見ると、「発達の様子の把握と指導内容・方法」が多く、「個別の指導計画」をどう作成すればよいのかという相談も出てきている。養護教育相談では相談でそのニーズにこたえとともに、「個別の指導計画」の作成をテーマにした研修会を企画し学校支援を考えてきたところである。先述の最終報告が出されたが、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」はどこが違うのか、誰がどのように作成していくのか等についての明確なものはまだ出ておらず、学校においても戸惑いがあり、十分な理解はこれからであると思われる。

本稿では、当室の養護教育相談における「個別の教育支援計画」について、基本的な考え方と作成事例、参考資料を紹介する。まず、はじめに「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違い、また、それがどういう背景で出てきたのかを国や市の主な施策から考えてみる（表1）。

(2) 国の施策

ア 盲学校、聾学校、及び養護学校学習指導要領における個別の指導計画(文部科学省,2000)
平成11年3月に告示された盲学校、聾学校、及び養護学校学習指導要領において、養護・

訓練が自立活動と改められた。この自立活動の時間の指導あたり、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成し実践することが定められた。また、重複障害の児童生徒の指導についても同様に「個別の指導計画」の作成が定められた。「個別の指導計画」は学校における年間、学期ごとの具体的な指導の目標や内容・方法を盛り込んだもので、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じ、きめ細やかな指導をするための計画である。告示後、移行期間を経て、盲・聾・養護学校では、各校の書式で作成し、指導にあっている。

イ 「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省,2001）

平成13年1月に出されたこの最終報告でノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援していくこと、また、そのためには教育、福祉、医療等が一体となった相談及び支援体制を整備することが提起された。

ウ 世界保健機構（WHO）による生活機能分類

「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」が出された当時の障害のとらえ方を巡る世界的な動きは、同年5月に出された世界保健機構（WHO）による生活機能分類に見ることができる。世界保健機関（WHO）が国際障害分類（ICIDH）を生活機能分類（ICF）に改訂している。障害を「身体機能障害」、「能力障害」、「社会的不利」というマイナス面からみるのではなく、「身体機能」、「活動」、「参加」というプラス面からみるように視点が変えられた。さらに環境因子等を加え、障害のある人の「活動」や「参加」の制限をその環境との関係で考えていこうという動きになってきたと言われている（厚生労働省,2001）。このように世界の情勢は、障害のある人が人として自立し、生活する権利を当たり前に行使できるバリアフリーの社会を目指すようになってきた。

エ 「障害者基本計画及び新障害者プラン（重点施策5ヵ年計画）」（2002）

「障害者基本計画」は平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき国の障害者施策の基本方向について定められたものである。

この計画は、わが国の目指すべき社会は障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会とし、教育については「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細やかな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する」としている。一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画「個別の支援計画」を策定して効果的な支援を行うとしている。

そして、この「障害者基本計画」の前期5年間における重点施策や達成目標等が「新障害者プラン」として定められた。この中で盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定するよう述べられている。

オ 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省2003）

平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「これまでの『特殊教育』は、障害の種類と程度に応じて盲・聾・養護学校や『特殊学級』において手厚くきめ細かい教育を行うことを基本的な考え方としていた。また、通常の学級に多く在籍すると考えられるLD、ADHD、高機能自閉症により学習や生活についての特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育的対応については、従来の『特殊教育』は必ずしも十分に対応できていない状況にある。これらの障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な対応を図ることが特別支援教育における基本的視点として重要である。」「障害のある児童生徒にとって可能な限り自らの意思及び力で社会や地域の中で生活していくために、教育、福祉、医療等様々な側面から適切な支援を行っていくことが求められる。」と提言された。

このためには、「個別の教育支援計画の作成」、「特別支援教育コーディネーター（仮称）の配置」、「教育、福祉、医療、労働等関係機関が連携して支援していけるよう広域特別支援連携協議会（仮称）の設置」が重要なポイントとされている。

以上が国が目指す障害のある人の自立や社会参加を実現のための施策の主なものである。

(3) 大阪市の施策

ア 大阪市障害者支援計画（2003）

大阪市はこれまで「個人の全人的復権」「包括的リハビリテーションの推進」「地域での自立生活」を目指してきたが、平成15年3月に国際的な状況、国の動きから、個人としての尊重・権利実現に向けた条件整備・地域での自立生活の推進、の3点を基本方針として「障害者支援計画」を策定した。この計画の中の「教育・保育」の分野における「義務教育段階における教育の充実」課題として「地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係諸機関との連携の下ひとり一人のニーズを把握し、本人・保護者の意見もふまえて個別の教育支援計画を作成するよう努める」と述べられている。さらに「後期中等教育段階における教育の充実」について卒業後の進路を展望した「個別移行支援計画」について研究することも述べている。

イ 養護教育概要(2003年度)

大阪市教育委員会は養護教育概要の中で養護教育の基本的方向としてノーマライゼー

ション、リハビリテーションの理念に基づき、障害のある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、一人一人のニーズを踏まえ自立に向けて可能性を最大限に伸ばすことを目指してすすめると述べている。

その一環として個別の指導計画を作成すること、またLD等も含め、通常の学級での実践についても研究をすすめる必要があるとしている。

また、個別の教育支援計画についても教育方法や教育内容の充実を図るため、地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係諸機関との連携のもと一人一人のニーズを把握し、本人・保護者の意見もふまえて個別の教育支援計画を作成するよう努めると示されている。

以上、国の動き、大阪市の動きを概括してきたが、ノーマライゼーションの進展から障害のある幼児・児童・生徒を生涯にわたって支援するという観点から、一人一人のニーズを把握し、関係諸機関が連携して支援を行っていくための、「個別の教育支援計画作成」が提言されたところである。教育機関のものだけで考えるのではなく、地域で生活していくためには、就学前、そして卒業後のことも考え関係機関と連携して支援していくことが必要である。現在、盲・聾・養護学校を中心に作成されている「個別の指導計画」は、学校の教育課程をふまえて、学期又は年間の具体的な指導の目標、内容を書き込んだものであり、校内で引き継いでいくものである。個別の指導計画と個別の教育支援計画を整理すると、図1のようになる。

文部科学省は「最終報告」の中で、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」との違いを、次のように示している。「従来より、盲・聾・養護学校において毎年作成されてきた個別の指導計画は、一人一人の教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図るものであり、学校でのきめ細やかな指導を行うために今後とも有意義なものとする。この個別の指導計画は、乳幼児期から学校卒業後までを通じて長期的な視点で作成される個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的な指導の内容を盛り込んだものとして作成される。なお、この個別の指導計画が既に個別の教育支援計画の内容を包含するなど、同様の機能を果たすことが期待される場合には、その学校の個別の指導計画を個別の教育支援計画として扱うことが可能である。」（今後の特別支援教育の在り方 最終報告,2003）

今後は、長期的な視点を持った「個別の教育支援計画」を作成し、それを踏まえたうえで「個別の指導計画」を作成し、指導を充実していくことが重要である。

以上、国や市の施策における「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を整理してきた。以下の章では、大阪市教育センターの養護教育相談で作成した「個別の教育支援計画」について報告する。

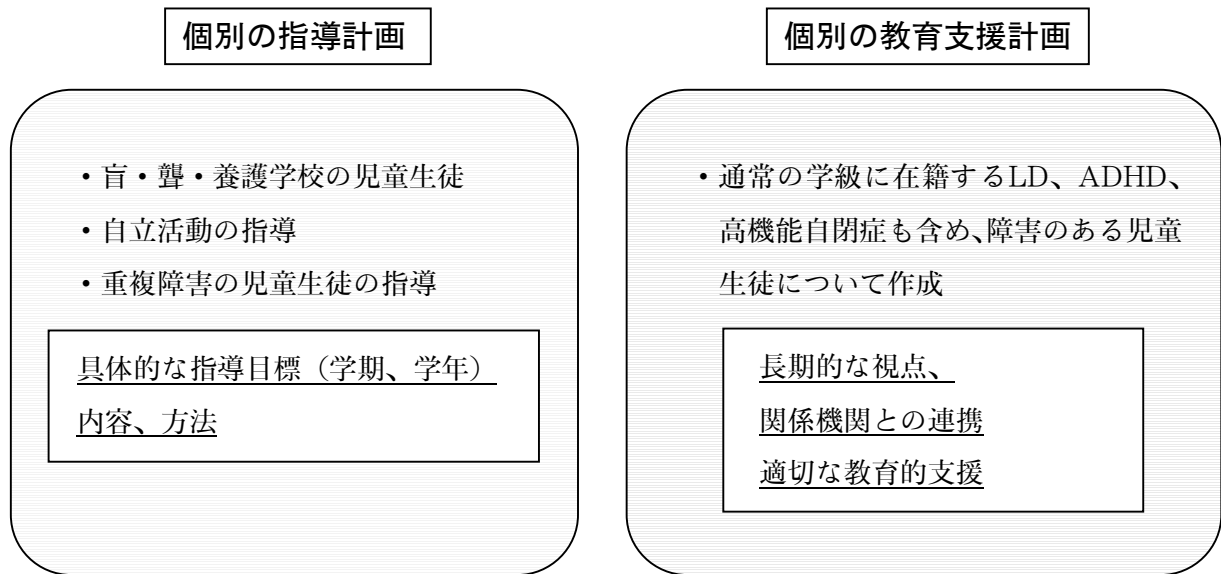


図1 個別の指導計画と個別の教育支援計画の違い

文 献

- 1) 厚生労働省「国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」（日本語版）
- 2) 文部省（1999）「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領」
- 3) 文部科学省（2001）「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」
- 4) 文部科学省（2003）「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
- 5) 大阪市教育局（2004）「養護教育概要」
- 6) 大阪市教育局（2003）「大阪市障害者支援計画（平成15年度～平成24年度）」
- 7) 内閣府（2002）「障害者基本計画」
- 8) 内閣府（2002）「新障害者プラン（重点施策5ヵ年計画）」

表1 国と大阪市の施策等

年	国の動き	大阪市の動き
H11	<p>盲・聾及び養護学校小・中学部学習指導要領告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の指導計画」作成する。(自立活動と重複障害児童生徒) 	
H13	<p>21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)(1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援する。 ・教育、福祉、医療等が一体となった相談及び支援体制を整備する。 <p>ICF採択(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に関する分類を国際障害分類から生活機能分類へ転換する。 	
H14	<p>障害者基本計画(12月)</p> <p>(平成15年度～24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、LD、ADHD、自閉症などについて教育的支援を行う。 ・「個別の支援計画」を策定して効果的な支援を行う。 <p>新障害者プラン(重点施策実施5カ年計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援を整備するためのガイドラインを作成する。(H16年までに) ・LD等の児童生徒への教育支援体制の整備のガイドラインを作成する。 (H16年度までに) ・盲・聾・養護学校において「個別の支援計画」を策定する。(H17年度までに) ・専門機関の機能の充実を図り、多様なニーズにこたえる。 	
H15	<p>今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」の作成、実施、評価(Plan-Do-See)していく。 ・特別支援教育コーディネーターを置く。 ・広域特別支援連携協議会等を設ける。 <p>大阪市障害者支援計画(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」の作成に努める。 ・「個別移行支援計画」に関する取り組みを研究する。 <p>平成15年度養護教育概要(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の指導計画」を作成することも大切である。 LD等も含め、通常の学級での実践についても研究をすすめる必要がある。 ・個別の教育支援計画を作成するよう努める 	

2 当室における「個別の教育支援計画」作成資料提示の経過

個別の教育支援計画は、2003年3月に文部科学省が示した「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」（文部科学省、2003）の中で、「障害のある子どもの生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする『個別の教育支援計画』の策定、実施、評価（「Plan-Do-See」のプロセス）が重要。」と示している。そして、第2章の「今後の特別支援教育のあり方についての基本的な考え方」では、その必要性について説明し、参考資料では、計画の概要（目的・内容・プロセスなど）と計画作成の組織体制とシステムの整備について述べている。

本稿では、これらの最終報告を機会に、大阪市の学校園に「個別の教育支援計画」の作成資料の一例を示すことを試みたものである。

(1) 米国のIEPに関する情報の収集と理解

養護教育相談では、1990年頃（当時、養護教育室）から米国の「IEP（個別の教育計画）」について資料を収集するとともに、それがどのような内容を持ち、どのように実行されるかについて学んできた。具体的には、ニューヨーク州・ワシントン州・オレゴン州などのIEPを翻訳することによってその理解を進めてきた経緯がある。米国の情報を収集しそれを理解することの目的は、障害のある子どもの教育における個別のニーズに応じた教育の必要性に応える教育をどのように進めていくかを検討するものであった。

1996年、IEPについて、より詳細で具体的な情報を得ることができた。当時、米国ニュージャージー州の養護教育の指導主事（わが国の指導主事とは、職内容や権限は大きく異なっている）の知己を得ることができ、IEP作成に関わる法律、作成に関与する職種・職務内容、そして、保護者と本人の権利に関する資料とともに、知的障害・自閉症・肢体不自由の子どもに作成された実際のIEPを入手することができた。これらの資料に加え、ニュージャージー州の資料（行政規則、1994、1997）を翻訳した内容を1999年と2000年の事業報告書（大阪市教育センター、1999,2000）に掲載した。

当室内でのIEPに関する学習を進める中で、2001年には「21世紀の特殊教育のあり方（最終報告）」そして、2003年3月に「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」が示されることとなった。

(2) 米国のIEPにおける主な要件と作成手順

個別の教育支援計画は、米国のIEPの影響が大きく反映されているものと考えられるが、その内容は随分異なっている。その大きな違いは、法律であり、米国のIEPは法的根拠に基づいて作成されるものであり、教育契約として学際的専門家のメンバーが作成し、子ども本人や保護者の権利も明確にされている。

個別の教育支援計画は、今後の教育行政あり方により変化すると思われるが、作成に当たっては、米国の制度が参考になると思われることから、当室で得た知見をもとに米国のIEPについてその概略を紹介する。

IEPは、1975年の「全障害児教育法」において、すべての障害のある子どもの個別の教育的ニーズを満たす有効な教育を実行するようにその策定が義務付けられた。そして、「個別障害者教育法 (IDEA: Individuals with Disabilities Education Act)」と改称され、現在にも継承されている。IEP作成には個別障害者教育法の法律上の要点（成田，1994，1997）が直接関与しているので、その要点の六項目とともに、IEPの特徴と作成手順（栢木，1999，2001）を以下に示す。

<IDEAの法的要点>

①拒絶の禁止

障害の種別や程度に関わらず、すべての子どもの教育の保障

②差別のない評価

人種、文化、母語による差別の排除

標準化された複数のテストによる検査

テストは子どもの母語で実施

③無償で適切な教育

子どもの個々の教育的ニーズを満たす個別教育計画 (IEP) の作成義務

年齢範囲は0～21歳（州により0～3歳は健康保健省もしくは教育省が所管）

④最小制約環境(Least Restrictive Environment : LRE)

可能な限り最大限の通常の学級での教育

⑤適正な法手続

障害者と保護者の権利擁護

母語による通知、異義申立の機会、訴訟の権利

⑥教育への保護者の参加

特殊教育サービスの計画と実行における保護者の協力

以上の要点により、障害のある子どもの教育的措置が決定され、IEPが策定され、そして実行される。先にも述べたが、IEPは法的根拠により作成されるものであり、教師一人が作成するものではなく、学際的専門家のチームと本人（可能な場合）および保護者の参加のもとに作成される。

次に、作成されるIEPの特徴を見れば、それがどのような性格を持つものであるかを理解しやすくなる。その特徴は、次のように集約できるであろう（栢木，1999，2001）。

<IEP の特徴>

①保護者と学校との教育契約

法的根拠に基づいた子どもの教育計画であり、学校と保護者との契約形態をとる
学校は、IEPの遵守と実行義務を負う

②教育の結果と責任（アカウンタビリティ）

教育的契約であり、学校は指導の結果に対して責任を問われる
子どもの定期的評価と査定により、指導の成果が評価される
指導の成果は、指導者の評価にもつながる

③子どもの教育情報の守秘と保護者への開示

子どもの情報は個人情報として保護される
子ども及び保護者は、その教育情報の開示を要求できる
子ども及び保護者は、教育情報の閲覧の結果、不適切な場合は修正・削除が要求できる

④学際的チームによるコーディネート（チャイルドスタディーチーム）

学際的な複数の専門家のチームにより、子どもの査定や評価が行われる
そのチームによって子どものIEPが立案される

⑤指導目標や方法の設定とその記述

保護者が理解できる言語および用語で記述する
指導の目標（長期・短期）は具体的に明確な記述をする
指導場所、教材、指導援助、関連サービスなどの内容を明記する
測定可能な評価基準を設定する
行動記録は測定可能な具体的行動を記述する

IEPは、上記のような特徴を持っている。そして、所定の様式にしたがってそれが作成される。IEPの様式には定められた要件があるが、それに加えて各学区で独自のものが作成されている。その主な記載要件と内容は次の通りである。

<IEPに記載される主な要件と内容>

①現在の教育レベル

子どもの発達レベルや学力達成レベル

②長期目標と短期目標

長期目標は1年間の到達目標

短期目標は月や週毎の到達目標

③特殊教育と関連サービス

子どもに与えられる特殊教育と関連サービスの内容
（指導内容、メディアや教材、担当者など）

④移行サービス（14歳以上の子どもについて記載される）

学校から職場への移行の援助内容

⑤通常教育プログラムの参加の程度

通常の学級での指導時間数

⑥サービスの開始日と期間

特殊教育および関連サービスの開始日とサービス期間

⑦教育措置の内容とその根拠

子どもの望ましい教育的処遇とそれに関する根拠

⑧プログラムの実行責任者

子どもが受けるサービスの担当者

指導の結果責任（アカウンタビリティ）の明示

⑨評価とその計画

定期的評価（最低年1回）とその実施計画

評価基準の明記

IEPには主に上記のような事項が記載される。

学際的な複数の専門家のチームが子どもの査定や評価が行い、その後に次のような手続きでIEPが立案され実行される。

<IEP 作成と実行の手順>

①子どもが障害を持っているか、またはその疑いのある場合

子どもに関与する者（保護者、教師、医師など）が教育当局へ照会する

②公的機関への照会

教育当局は照会された子どもについて確認を行い、査定の必要性を判断する

③子どもの査定通知および説明と同意

教育当局は子どもの査定について保護者へ通知・説明をし、査定実施の同意を得る

④チームによる査定と判定

保護者の同意の後、学際的チームが子どもを査定し、特殊教育サービスの必要性について判断を行う

⑤IEP 会議の通知および説明と同意

特殊教育サービスが必要と判断されれば、IEP 会議の開催を保護者へ通知・説明をし、会議の開催の同意を得る

⑥IEP 会議開催とIEP の作成

保護者の同意の後、IEP 会議を開催し、IEP を作成する

* IEP 会議のメンバーは、教育当局者、査定チーム、子どもの学校長および担当教師、保護者もしくは代理人、（適切であれば）子ども本人などである

⑦IEP への同意

作成されたIEP の内容について保護者の同意を得る

⑧教育措置の決定と同意

IEP の内容に対する保護者の同意の後、子どもの教育措置を決定し、その同意を得る

⑨教育措置の実施 (IEP の実行)

保護者の同意の後、IEP を実行する

⑩定期的評価の実施

年に1回以上行われる

このような手順でIEPが作成、実行されるが、このプロセスでは子ども本人および保護者の権利が擁護されるシステムとなっている。

たとえば、保護者が上記の手続き上に不同意の場合は、異議申し立て・調停・聴聞会などの適正な法手続が取れるようになっている。そのために、保護者の権利に関する説明の小冊子などが必ず保護者へ配付される。参考までに、ニュージャージー州発行の小冊子「保護者の権利 (Parental Rights)」の目次からその項目のみを紹介する。

< 「保護者の権利 (Parental Rights)」の目次 >

(1)子どもの教育措置決定に参画するための通達 (2)会議の通知 (3)同意 (4)請願 (5)評価 (6)第三者による評価 (7)IEP作成への参加 (8)最小制約環境 (9)子どもの記録 (10)代理保護者 (11)意義の申立 (12)自発的調停 (13)法的手続 (14)緊急救済 (15)申立の調査

尚、インターネット上には、IEP に関するページ (例: URL <http://www.ldanatl.org/pamphlets/iep.html>) もあり、IEP 会議の準備、IEP 会議、IEP の作成要件、保護者の同意などのガイダンスが行われている。

以上のように、IEPとは何なのか、そしてそれがどのような内容や性格を持っているのかについて、法的根拠と位置付け、特徴と様式、作成と実行の手順、そして保護者の権利の概略について示した。

IEPは、指導案ではなく、特別な教育ニーズを必要としている子どもの教育が適切に行われるための教育方針を示すものであり、サービスの形態、指導の目標などは明示されるが、教育目標の達成に関する具体的方策は教師自らが立案するものである。

3 個別の教育支援計画作成の手順

作成の手順については、文部科学省が「今後の特別支援教育のあり方（最終報告）」に示しているが、当室では、これに加えて米国のIEPを参照にし、以下のような手順で作成してみた。その手順を概略図に示し、簡単に説明する。

(1) 個別の教育支援計画作成会議 1

複数の教師で計画の作成を行う。会議のメンバーは、管理職・教務主任・学年スタッフ・担任（学級・教科）・養護学級担任・養護教諭などである。コーディネーターを選出し、その人が、会議の招集・開催・運営・保護者との連絡調整などを行う。

会議には保護者（可能な場合は子ども本人）の参加が望まれる。

(2) 「個人ファイル」の作成

子ども一人一人の専用ファイルを作成し、一定の書式にまとめる。ファイルは「個人情報」であり、その管理には内規を定めておく必要がある。

(3) 子どもに関する情報の収集

計画の作成には、子どもの情報を収集することが不可欠である。

① 保護者からの情報収集

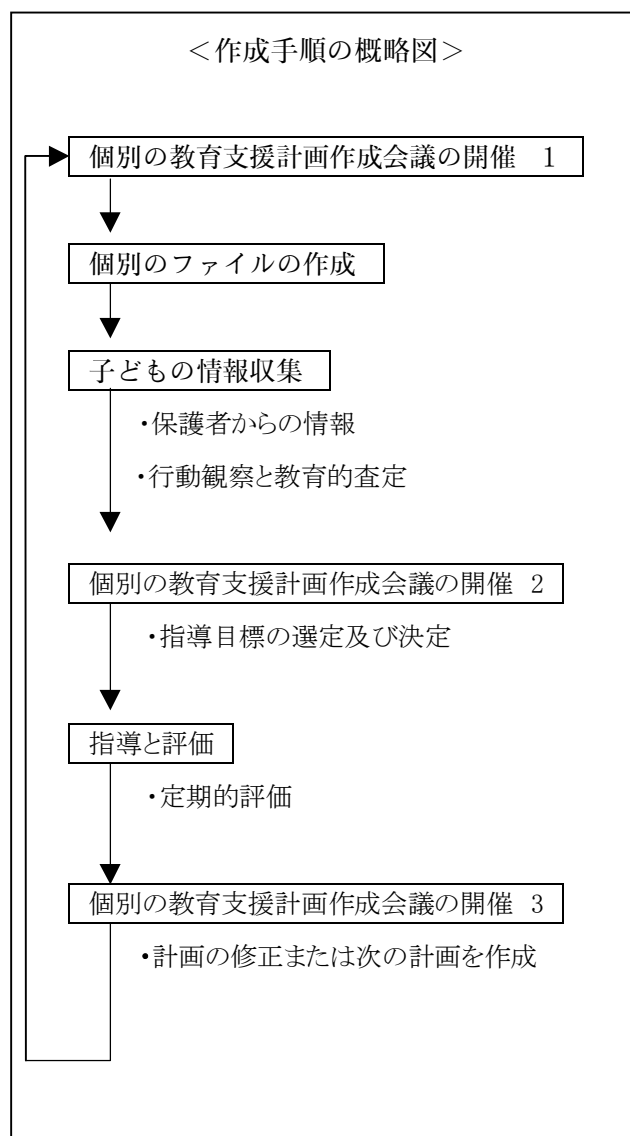
現在までの発達（養育や教育の経過・診断など）や家庭生活の様子（身辺自立・自由時間・余暇活動など）および、保護者のニーズを聞き取る。

② 行動観察と教育的査定の実施

子どもの課題を明確にするためには、行動観察とともに心理的・教育的諸検査による発達や学習の状況を査定しなければならない。その場合、子ども本人や保護者へその目的を説明し同意を得なければならない。そして、その結果を子ども本人や保護者が理解できるように説明することが必要である。いわゆるインフォームド・コンセントである。

(4) 個別の教育支援計画作成会議 2

指導目標の選定および決定



聞き取り情報や査定に基づき、優先的指導目標（緊急課題や達成可能な課題とともに指導場所や時間・指導回数など）を作成会議で決定する。

なお、指導目標は具体的な数値目標などが設定されることが望ましい。

(5) 指導と定期的評価

指導者は、個別の教育支援計画に基づいて、指導目標に沿って指導プログラム（指導案）を作成し指導しなければならない。

評価は定期的に計画作成メンバーが行い、その目標が達成されているかどうかを明確にしなければならない。そして、評価結果は、本人および保護者へ、それぞれが十分に理解できるように説明されることが必要である。

なお、評価に当たっては、具体的で客観的な数値で表されるような評価法が望まれる。そして、もし、当初の目標が達成されていなければ、子ども本人や保護者に納得できるような理由と根拠が明確に説明されなければならない。

(6) 個別の教育支援計画作成会議 3

評価結果に基づいて、目標が達成されていなければ、今までの計画を修正することが求められる。また、指導目標が達成されていれば、新たに継続・発展的な計画が作成されることになる。

（栢木 隆太郎）

文 献

大阪市教育センター（1999）「米国ニュージャージー州の養護教育」大阪市教育センター 養護教育室紀要15.

大阪市教育センター（2000）「米国ニュージャージー州の養護教育」大阪市教育センター 教育相談室事業報告.

栢木隆太郎（1999）「学習障害と個別の教育支援計画教育計画をめぐる評価と課題」文教資料協会 pp19-32.

栢木隆太郎（2001）「カナダ（バンクーバー市）と米国（シアトル市）のIEP」大阪市教育センター教育相談室事業報告 pp.115-130.

文部科学省（2003）「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」

成田滋（1994）「アメリカ合衆国における学習障害の歴史的経緯と現在の課題」ミネソタ州の障害児教育から考える pp.19-29.

成田滋（1997）「アメリカ合衆国における障害児教育とインテグレーション」世界の特殊教育の新動向 日本精神薄弱者福祉連盟 pp.1-43.

ニュージャージー州政府（1994）「PARENTAL RIGHTS I N SPECIAL EDUCATION」

ニュージャージー州政府（1997）「NEW JERSEY ADMINISTRATIVE CODE TITLE 6 EDUCATION CHAPTER 28 SPECIAL EDUCATION」

4. 「個別の教育支援計画」作成のための情報フォーマットと記入例

(1) 目的

本章では、「個別の教育支援計画」が、その作成手順に従ってどのように作成されていくのかについて、仮想事例を通して検討した結果を報告する。

ここで用いた情報フォーマット（記入用紙）は、古沢、富田を中心に作成した試案であり、検討を進める中で「個別の教育支援計画」作成に必要な事項を細かい部分まで取り入れたものである。そのため、一度記入した内容を別の角度で捉えて整理するプロセスが含まれ、同じ内容を繰り返して記載する部分が少なくない。これは、実際に活用する場合には非常に煩雑な作業となるので、記入を簡素化していくことが今後の課題である。

(2) 方法

ここでは、仮想の2事例を設定して情報フォーマットに順次必要事項を記入し、長期目標と短期目標を導き出すプロセスを紹介する。仮想事例は、自閉症の男児（小学校1年生）と、肢体不自由の男児（小学校4年生）である。

(3) 仮想事例による「個別の教育支援計画」の作成例1

— 自閉症の男児（小学校1年生） —

この作成例は、新入学の児童を迎えた時に、小学校で初めて個別の教育支援計画を作成する場面を想定している。このため、前年度の指導目標や達成状況等を記す書式には、未記入の部分がある。

① 対象児1の概要

【生育歴】

- 39週、2865g、自然分娩で健康に出生。
- 定額3ヶ月、這い這い6ヶ月、8ヶ月不安なし、始歩11ヶ月、始語1歳1ヶ月。
- 言語の発達は、始語の後、言葉は5～6語に増えたが、新しい言葉を言うようになると今まで言っていた言葉を言わなくなった。1歳8ヶ月頃から喋らなくなり、3歳6ヶ月で少しずつ再び発語がみられた。要求は、クレーン行動で示していた。
- 幼児期の遊びは、ミニカーを裏向けてタイヤを回す、側溝に石や葉っぱを入れる、家具の隙間にキャッシュカードを入れる等がみられ、特に信号には強い興味を示していた。
- 1歳半健診は異常なし。3歳健診では、言葉の遅れを指摘され、家庭児童相談室（以下家児相）を紹介された。家児相は月に1回母子で通所し、中央児童相談所（以下中児相）を紹介された。
- 3歳6ヶ月、中児相で判定、「自閉的な傾向と知的発達の遅れ」。療育手帳B2交付。
- 3歳10ヶ月、〇〇総合病院発達外来で、「知的発達の遅れを伴う自閉性障害」と診断された。聴力は異常無し。

- ・ 4歳（年中児クラス）から就学まで、通園施設に通った。

【現在の様子】

- ・ 著患なし。右利き優位。
- ・ 運動：階段は足交互に昇降し、自転車に乗る。けんけんや縄跳びが困難。鉛筆は右手回外握りで持つ。鋏は一回切りの連続で、直線に沿って切る。
- ・ 着脱衣：ボタンやファスナーの着脱と、前後左右の確認に援助がいる。
- ・ 排泄：排尿は自立。但し使用できるトイレは限られている。排便は拭き取りに介助がいる。家以外のトイレではしない。
- ・ 食事：箸は回外握り。スプーン、フォーク使用。偏食あり（野菜）。
- ・ 対人関係：受容型の様相を示し、自分から他者に関わることは少ない。
- ・ 遊び：一人遊び中心。信号を描く。乗り物図鑑を見る。誘われると、追いかけてっこをするが、自然に一人になっている。
- ・ 言語理解：「テレビ消して」「お風呂はいるよ」など、2語文の指示を理解する。
- ・ 言語表出：指差しを使って示す。1語文を表出。（「信号」「おしっこ」「いや」「パソコン」「紙」）
- ・ 言葉（文字）：平仮名で書かれた自分の名前を読む。四角形を描く。
- ・ 数：10までの数唱ができる。具体物に指を当てて、2まで数える。
- ・ 学級での様子：学習がわからなくなると、「紙」と要求し一人で信号を描く。席を離れることは少ない。教室移動は、友達が誘うとついていくことができる。
- ・ 行動特徴：予定の変更の理解が困難で、右手親指の根本を噛む自傷行動を生起する。突如の大きな音（非常ベル等）が苦手で、耳を押さえて怖がる。

【新版K式発達検査2001の結果】（就学前に児童相談所で実施、生活年齢6歳0ヶ月）

領域	発達年齢	発達指数
姿勢－運動 (P－M)	3歳1ヶ月	51
認知－適応 (C－A)	3歳8ヶ月	61
言語－社会 (L－S)	2歳3ヶ月	38
全領域	2歳11ヶ月	49

【各検査項目の反応】

- ・ P-M：階段(+)、けんけん(-)
- ・ C-A：模様構成Ⅰ（2／5）、四角構成例後（+）例前（-）、形の弁別Ⅱ（8／10）、折紙Ⅱ（+）、重さの比較（-）、正方形模写（+）、積木叩き2／12（+）、人物画（-）、

記憶板 (+)

- L-S: 2 数復唱 (+)、短文復唱 (-)、4 つの積木 (+)、数選び (-)、大小長短 (-)、身体部位 (+)、絵の名称 I (3 / 6)、姓名・年齢・性の区別 (-)、了解 I (-)

(4) 仮想事例による「個別の教育支援計画」の作成例 2

— 脳性まひの男児 (小学校 4 年生) —

① 対象児 2 の概要

【生育暦】

- 胎生期：切迫早産
- 周産期：早期産 (35 週) 帝王切開、アプガール指数 4
- 乳児期：寝返り 9 か月。
- 幼児期：発語 1 歳 二語文 3 歳。はいはい (ずりばい) 3 歳。
- 0 歳 6 か月に「脳性麻痺」の診断。同時に C 療育センター紹介。
- 0 歳 7 か月より 1 歳まで C 療育センター外来で PT、1 歳より 4 歳まで同センター通園部在籍、4 歳より再び外来にて PT・OT・ST 整形外科検診受診。

【現在の様子】

- 食事：スプーン、フォークを使用。握り箸。汁物は難しい。咀嚼に問題なし。
- 衣服の着脱：着替えは床に寝転んでする。ズボンは自分で脱げる。履くのは、お尻のところがうまくあがらない。シャツは、頭のところまでめくるとあとは自分でできる。シャツは頭を通せるが、袖に腕を通すことは難しい。靴下は自分では履けない。引っ張って脱ぐことはできる。
- 排泄：大便の後始末は援助が必要。
- コミュニケーション：音声 (三語文レベル) と視線で。構音障害のため、なれないと聞き取りにくい。同じことを何度も尋ねる。
- 移動：家の中は這って移動。言われた場所には移動できる。戸外は車いすを使用しても自力で移動できない。
- 学習の状況：平仮名はほぼ読める。文章の中の拗音、促音の読みは時々間違える。漢字も少し読める。発音は不明瞭だが、何度も読んだ文章は覚えて言える。平仮名は簡単なものは書けるが、マスの中には入らない。バランスがうまくとれない。質問には時々チグハグな答えをする。挙手してもあたると黙っていることが多い。内容が聴き取れていない。作文は、単文が 2 文程度。和が 10 以上になる加算が難しい。ブロックを使うとできる。校内を車いすで移動する練習や手すりを持って階段を昇る練習をしている。

(5)作成例（書式への記入例）

以下の項目に従って、必要事項を記載した書式を順に示す。各情報のつながりを図1に示す。

また、情報収集や目標選定の視点として、対象児のライフステージを考慮することが必要である。このため、記載にあたり表1に示すようにライフステージと生活空間の関係を考慮した。

I.基本情報

- 1 名前、実施担当者等
- 2 昨年度の教育的ニーズ

II.保護者からの情報

- 1 生育歴等
- 2 家庭生活の状況
- 3 1日の過ごし方
- 4 地域生活の状況
- 5 生活地図

III.学校生活上の情報

- 1 学校生活の様子
- 2 学習の様子（教科）
- 3 学習の様子（領域）
- 4 学習の様子（領域・教科を合わせた指導）

IV.関係機関からの情報

V.課題の整理

- 1 家庭生活での課題
- 2 地域生活での課題
- 3 学校生活での課題（学習、生活）
- 4 諸検査の結果のまとめ
- 5 本人、保護者の希望
- 6 領域への整理

VI.目標の選定及び決定

- 1 目標の整理
- 2 目標の分類
- 3 年間指導計画の作成（長期目標の決定）
- 4 指導プログラムの作成（短期目標の決定）

表1 目標設定の観点

生 活 空 間	社会生活			
	地域生活			
	学校生活			
	家庭生活			
		児童期（5・10歳頃） 基礎的能力を身に付ける指導	思春期（10歳・14歳頃） 将来を見通した指導	青年期（13・18歳頃） 社会生活につなげていく指導
ライフステージと目標設定の観点				